

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年4月16日

月 曜 日

第 4340 号

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2

公 告

- 平成29年度富山県特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表
- 土地改良区の役員の就退任
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 3
- 平成30年度狩猟免許試験の実施 4
- 平成30年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 6

告 示

富山県告示第213号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の15第 1 項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の 5 の24第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成30年 4 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害児通所支援の種類 | 指定年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|-------------------|---------------|------------|----------|----------------|----------------------|---------------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 児童発達支援、放課後等デイサービス | 平成30年 4月1日 | 1650100421 | 有限会社アクセス | 富山市掛尾町 243番地 6 | トータルサポートライトブレインふたぐち校 | 富山市二口町四丁目1番地3 |

富山県告示第214号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成30年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 | 事業所番号 | 申請者 | | 事業所 | |
|---------------|-----------|------------|-------------|------------|-------|-----------|
| | | | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 |
| 就労継続支援B型 | 平成30年4月1日 | 1611900372 | 一般社団法人ガチョック | 射水市戸破1893 | ガチョック | 射水市戸破1893 |

~~~~~

**公 告**

~~~~~

平成29年度富山県特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

富山県特定調達に関する苦情処理手続要領（平成12年富山県告示第153号）8の規定により、平成29年度における特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成30年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

受付及び処理の件数 なし

土地改良区の役員の退任

砺波市土地改良区の役員であった次の者が平成30年3月19日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

| | | |
|----|------|---------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 監事 | 砂田正俊 | 砺波市深江一丁目252番地 |

土地改良区の役員の就任

上市町土地改良区の役員に次の者が平成30年3月27日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年4月16日

富山県知事 石井隆一

| | | |
|----|------|--------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 富樫孝幸 | 中新川郡上市町若杉2番地 |

土地改良区の役員の就任

氷見市土地改良区の役員に次の者が平成30年3月14日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

富山県知事 石井隆一

| | | |
|----|------|--------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 中島秀之 | 氷見市上久津路157番地 |

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月16日

富山県知事 石井隆一

1 申請のあった年月日

平成30年2月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いちにのさんぽデイサービス

3 代表者の氏名

大泉 淳子

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市海老江練合570番地

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護等が必要な高齢者・障害者（児）・乳幼児に対して、在宅支援サービスに関する事業等を行い、福祉の推進に寄与することを目的とする。

平成30年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成30年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時等

| | 日 時 | 場 所 | 申請期間 |
|-----|--------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 第1回 | 平成30年7月1日（日） 午前10時から | 富山市新総曲輪 4番18号 富山県民会館 | 平成30年5月28日（月）から 同年6月13日（水）まで |
| 第2回 | 平成30年9月1日（土） 午前10時から | | 平成30年7月23日（月）から 同年8月8日（水）まで |
| 第3回 | 平成30年2月15日（金） 午前10時から | | 平成31年1月11日（金）から 同年1月30日（水）まで |

2 受験手続

狩猟免許申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振

興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

平成30年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び同条第4項に規定する講習を次のとおり実施するので、公示する。

平成30年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 適性試験及び講習の日時等

| | 日 時 | 場 所 | 対象地区 |
|-----|----------------------------|---|------------------|
| 第1回 | 平成30年8月4日(土) 午後1時から | 砺波市栄町 717番地 砺波まなび交流館 視聴覚室 | 砺波市、南砺市 |
| 第2回 | 平成30年8月5日(日) 午前9時から | 魚津市天神野新 147番地1 新川学びの森天神山交流館 大研修室 | 魚津市、滑川市、黒部市、下新川郡 |
| 第3回 | 平成30年8月18日(土) 午前8時30分から | 高岡市下麻生 1108番地 高岡市中田コミュニティセンター 多目的ホール | 高岡市、小矢部市 |
| 第4回 | 平成30年8月18日(土) 午後1時30分から | | 氷見市、射水市 |
| 第5回 | 平成30年8月19日(日) 午前9時から | 富山市南中田 368番地 富山県総合運動公園 陸上競技 | 富山市（旧町村部）、中新川郡 |

| | | | |
|-----|-------------------------|---------------------------------------|------------------|
| 第6回 | 平成30年8月19日(日) 午後1時から | 場会議室 | 富山市(旧市部) |
| 第7回 | 平成30年8月22日(水) 午後1時から | 富山市婦中町上 轡田42番地 富山県中央植物 園 研修室 | 県下全域 未受験・未受講者 |

2 受験手続

狩猟免許更新申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年4月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

サンコー砺波インター店 砺波市苗加388-1 ほか9筆

2 店舗を設置する者 三幸株式会社 ほか1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) サンコー砺波店 砺波市苗加388-1 ほか9筆

(変更後) サンコー砺波インター店 砺波市苗加388-1 ほか9筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 高岡市御旅屋町85番地 代表取締役社長 土田 一清 ほか1

(変更後) 三幸株式会社 高岡市野村1711番地 代表取締役社長 土田 一清 ほか1

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 高岡市御旅屋町85番地 代表取締役社長 土田 一清 ほか1

(変更後) 三幸株式会社 高岡市野村1711番地 代表取締役社長 土田 一清 ほか1

4 変更の日 平成19年1月23日 ほか

5 変更の理由 建物設置者及び小売業者の住所及び代表者変更のため ほか

6 届出の日 平成30年3月21日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年4月16日から平成30年8月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

